「さいたま市個人情報保護法施行条例(骨子案)」に対する意見募集結果

意見 番号	ご 意 見 の 概	要 該当する ページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	【条例の名称について】 これまでも国の法律を説制定された条例は「〇〇記例」であり、必ずしも「何施行条例」ではない。今日なぜ個人情報保護法施行なのか。個人情報保護条件なのか。	条 〇〇 可、 条例	1	本市において、国の上では関して、国の地では関して、国の地では関しての施行に関してでは関しての施行に関してでは関してでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	骨子案のままといたします。
2	【自己情報コントロールの 現条例では、第一条に 現条例では、第一条に が保有する自己に関するが 情報の開示、記されての規 が明記されての規 があるのか。「自己情 なくなるのか。「は重要で ない、条例においてもき 明記すべき。	市 市 人 る が 定 が 記 報 あ	1	自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利については、個人情報保護法第76条(開示請求権)、第90条(訂正請求権)、第98条(利用停止請求権)において条文上明らかにされているため、本条例において改めて明記する必要は無いものと考えます。	骨子案のままといたします。
3	【審議会について】 外部委託、外部提供、 外利用などをおこなったの案件については審議会・ 事後報告をおこなうようでき。審議会が必要と考 場合は該当所管から説明 ける。	一定 への にす えた	1	個人情報保護法にお外の 一個人情報保護法にもの外の 一個人情報保護が 一個人情報保護が 一個人情報保護、 一個人情報会 一個人情報会 一個人情報。 一個一一一一一一一一	骨子案のままといたします。

■ 集計結果

意	見	提出	出 者	数	1名
意	見	項	目	数	3件
修	正	項	目	数	0件